

デジタル化による生産性向上等支援事業に関する業務委託参加意思確認及び  
提案を求める公告

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

県では、県内事業者の稼ぐ力を強化し、賃上げ環境の整備に向けた取組を強化するため、生産性向上や新たな販路開拓につながるデジタル化への投資を支援することを目的に、デジタル化による生産性向上等支援事業を実施し、その業務の一部を委託するものである。

については、岡山県内の中小企業者を取り巻く状況に精通し、かつ他の産業支援機関等と連携調整を行いながら、県内全域において業務を執行する体制が整っている岡山県商工会連合会（以下「連合会」という）を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、連合会以外の者で次の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書等の提出を要請する公募を実施する。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、連合会との随意契約手続に移行する。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、連合会と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 デジタル化による生産性向上等支援事業
- (2) 業 務 内 容 別紙「業務委託仕様書」による
- (3) 契 約 期 間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の業務種目「大分類 9 その他（情報・通信サービスを除く。）、小分類 1 0 その他」に登載されている者であること。
- イ 定款及び入札参加資格者名簿に登載された事務所の所在地が岡山県内にあること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。
- エ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 1 9 年岡山県告示第 3 3 2 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

オ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

カ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 専門的知識に関する要件

県内の中小企業者の状況を把握しており、経営支援に関する専門知識やデジタルツール導入支援のノウハウを有するとともに、県内の産業支援機関等と密接な連携を取りながら、事業を実施する機能を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

サービス規程等に業務上知り得た情報を漏らさない旨を定めていること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

ア 特定の個人又は法人等だけの利益を目的としないこと。

イ 特定の業種に属する中小企業者のみを支援対象としないこと。

ウ 本業務を通じて知り得た情報により、事業者として新たな営利を得るものでないこと。

(5) 業務執行体制に関する要件

他の産業支援機関等との連携調整により岡山県内全域において業務を執行する体制が整っており、かつ、業務を執行するために必要な能力を持った者が配置される予定であること。

(6) 業務実績に関する要件

ア 中小企業者への経営指導を業務範囲に含み、その実績を有すること。

イ 過去3年以内に、国、地方公共団体等の公的機関において、類似業務の契約実績を1件以上有すること。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県産業労働部経営支援課 商業・団体支援班

電話：086-226-7353 FAX：086-226-7384

メール：keiei@pref.okayama.lg.jp

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配付期間及び場所

ア 配布期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月11日（水）までの9時から17時まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例

第2号) 第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く)の午前9時から午後5時まで

イ 配付場所 上記4の場所に同じ

なお、岡山県産業労働部経営支援課ホームページからもダウンロードすることができる。

(URL) <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/45/>

(2) 参加意思確認申請書(様式第1号)の提出の期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年3月11日(水)17時(必着)

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便の他これに準じる方法によるものに限るものとし、提出期限内に必着を要する。)

(3) 業務内容についての質問の受付及び回答

ア 質問の受付

この契約の仕様書等に関する質問は、業務委託仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)で令和8年3月9日(月)の17時までに、FAXまたはメールにより行う。なお、送信後、必ず電話で連絡すること。

イ 質問の回答

FAXまたはメールにより個別に回答する。

6 参加意思確認申請書の審査及び通知

(1) 参加意思確認申請書が提出された場合、審査を行う。

(2) (1)の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、業務に関する提案書(様式第3号)の要請を行う。

(3) (1)の審査の結果、応募要件を満たさない者については、書面により通知する。なお、この通知を受けた者は、業務に関する提案書を提出することができない。

7 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出方法

ア 提出期限 令和8年3月16日(月)17時

イ 提出場所 上記4の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送等(書留郵便の他これに準じる方法によるものに限る。)とし、提出期限内必着を要する。なおFAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

エ 提出書類 業務に関する提案書(様式第3号)  
事業計画書(様式第4号)  
業務に関する見積書(様式第5号)  
法人に関する調書(様式第6号)  
その他参考となる書類

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を審査し、契約の

相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

- (1) 提出期限までに参加意思確認申請書を提出しない者は、参加意思のないものとして取り扱う。
- (2) 提出する提案書は、応募者ごとに1案のみとする。
- (3) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における書類の差替又は再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は本件審査の目的以外には使用しない。
- (6) 提案書は、審査のため必要な範囲内において複写することがある。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とする。
- (9) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなす。
- (10) その他必要な事項は、岡山県産業労働部経営支援課長が定める。